さいたま市告示第１７２６号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定に基づき公告します。

令和８年１１月１２日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　届出の概要

⑴ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名　　称　ＴＡＩＲＡＹＡ日進店

所　在　地　さいたま市北区日進町二丁目１０５９番１　外

⑵ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称　株式会社与野フードセンター

代　表　者　代表取締役　宮﨑　和美

住　　所　さいたま市中央区大字下落合１０２７番地

⑶ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）フードガーデン大宮日進店

（変更後）ＴＡＩＲＡＹＡ日進店

⑷ 変更の年月日

令和８年１０月１６日

⑸ 変更する理由

大規模小売店舗の名称変更による。

２　届出年月日

令和８年１０月２９日

３　届出及び添付書類の縦覧期間

令和８年１１月１２日から令和９年３月１２日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

４　届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p129901.html

トップページ >事業者向けの情報 >環境・産業・企業立地 >産業支援 >大規模小売店舗立地法 >令和８年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第６条第１項受理分）

５　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

⑴ 意見書の提出期間

令和８年１１月１２日から令和９年３月１２日まで。

⑵ 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号　３３０－９５８８

住所　さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
電話　０４８（８２９）１３６４
FAX　０４８（８２９）１９４４